

電気使用安全月間(8月)について

平成30年7月
産業保安 G
電力安全課

1. 電気使用安全月間とは

昭和56年に通商産業省(当時)の主唱の下に、感電死傷事故発生の最も多い8月を電気使用安全月間と定め、関係各団体において自主的に実施している安全運動を集中的に展開することにより、運動をより効果的なものとして広く国民の間に電気使用の安全に関する知識と理解を深め、もって電気事故の防止に資することとして、毎年、様々な取組みを実施しています。

(別添:今年度のキャンペーンポスター)

2. 経済産業省の取組み

(1) 電気保安功労者経済産業大臣表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、特に顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、8月最初の平日に表彰式を開催しています。

(2) 電気保安功労者産業保安監督部長表彰

工場、営業所、個人及び団体の4部門について、電気保安の確保において、顕著な功績又は功労があったものを表彰することとし、毎年度、7月～11月にかけて、各産業保安監督部において実施しています。

(3) 産業保安監督部による普及・啓蒙

関係団体と共催による講習会の開催、関係団体の講習会への後援、講演の実施を行っています。

3. 関係団体の取組み(29年度の取組・抜粋)

(1) 一般社団法人日本電気協会

電気安全の啓発活動を行う内部組織(電気安全全国連絡委員会)を設け、電気使用安全月間ポスター、電気安全パンフレットの作成及び配布。マスメディアによる PR 活動。学校等公共施設や需要家等の電気設備の点検・指導。電気保安功労者の表彰。

(2) 全日本電気工事業工業組合連合会

電気安全使用にかかるポスター及びリーフレットの作成及び配布。各地に電気設備に関する相談所を開設。感震装置・避雷器の取付推進。不適合電気設備の改修工事の実施。各地の電気工事工業組合の電気安全啓発キャラバン隊による電気使用安全運動の展開や地域巡回。

(3) 一般社団法人日本電設工業協会

ポスターの配布やメルマガ購読者へ配信等を通じ電気安全にかかる周知・啓発活動を推進。会員企業に対し設備の重点点検等の注意喚起を実施。

(4) 電気保安協会全国連絡会

電気の使用及び安全に関する街頭キャンペーンやパンフレットによる PR 活動に加え、マスコミ及び広報媒体等による広報活動の実施。電気設備の特別点検や講習会・講演会を開催。

(5) 電気管理技術者協会

電気安全に関するポスターや波及事故防止等に関するパンフレットの作成及び配布。自家用電気工作物の設置場所を訪問し、感電等の事故防止を重点とした特別点検を実施。電気安全にかかる講演会や講習会等を開催。